

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則

（財政課）

一

○公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則

（用地課）

一

規 則

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十三号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則（平成十二年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る手数料の免除）

3 知事は、表一の項、十六の項、十九の項、二十五の項、二十六の項、二十九の項、三十三の項、三十九の項、四十三の項、四十五の項、五十一の項から五十六の項まで、五十九の五の項、六十一の項、六十二の四の項、六十七の項から六十九の項まで、七十一の項、七十四の項から七十八の項まで、九十二の項、九十五の項、九十六の項、九十八の項、九十九の項、百十三の項、百一十の項から百二十三の項まで、百三十の項、百三十二の項、百三十八の項、百三十九の項、百四十七の項、百六十四の項、百七十六の項、百七十八の項から百八十一の項まで、百八十五の項、百九十の項、二百の項から二百一の三の項まで、二百一の五の項、二百三の項、二百八の項から二百十の項まで、二百十三の項、二百十四の項、二百十九の項、二百二十八の項、二百三十一の項、二百四十の項、二百四十一の項、二百四十六の項、二百四十七の項、二百五十六の項、二百五十八の項、二百六十

の項、二百六十二の項、二百七十一の三の項、二百七十一の四の項、二百七十二の項、二百七十三の項及び二百八十六の項の上欄に掲げる者が平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者であつて手数料を免除することが適当と認められるものである場合には、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に申請がなされた許可等に係る手数料に限り、それぞれこれらの項の下欄に定める額の全部を免除するものとする。

附 則

この規則は、平成二十三年五月一日から施行する。

公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

公共用財産管理条例施行規則の一部を改正する規則

公共用財産管理条例施行規則（平成十二年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る使用料の徴収期限の特例）

3 使用の期間が翌年度以降にわたる場合において、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により公共用財産を使用することが不可能になったおそれがあると認められるときは、平成二十三年度分の使用に係る使用料については、平成二十四年三月三十一日までの範囲内において第五条第二項ただし書に規定する徴収期限を変更して徴収することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。